

「別紙1」 リスク分担表

東久留米市立さいわい福祉センター

種類	区分	内容	負担者	
			市	指定管理者
共通 リ ス ク	法令変更等	広く事業者一般を対象とした法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるもの		○
		当指定管理者業務にのみ直接影響を及ぼす法令の制定・改廃、認可制度等の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の場合（物品の販売その他自主事業に係るものを除く）	協議により定める	
	許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（市が取得すべきもの）	○	
		上記以外の場合		○
	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民、施設利用者等からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○
	環境への対応	管理運營業務に起因する騒音、振動、臭気、有害物質の排出その他環境に関すること		○
	第三者賠償	指定管理者に起因する事故により第三者に損害を与えた場合の示談交渉及び損害賠償		○
		上記以外の市に起因する事故に関するもの	○	
	物価、金利等の変動	物価・賃金水準等の変動、金利変動、為替レートの変動に伴う費用の増加又は利益の減少		○
	資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
		資金調達ができなくなったことによる指定管理業務の中断等		○
	債務不履行	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合（指定管理者の提供するサービスの品質が協定書に示す一定のレベルを満たさなかった場合）		○
		市に協定内容の不履行がある場合	○	
	支払遅延・不能	市から指定管理者への支払遅延によって生じた事由によるもの	○	
指定管理者から業者への支払い遅延によって生じた事由によるもの			○	
協定締結	指定管理者と協定が結べない、又は協定手続きに時間がかかる場合	○	○	
指定管理業務の中止、延期、変更	政治・行政的理由により、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める		
			帰責事由に応じて負担する	

種類	区分	内容	負担者		
			市	指定管理者	
申請段階等	申請等手続き	応募費用に関するもの、申請準備の費用、協定の印紙税等		○	
	書類の瑕疵	公募要項等公表した資料の誤り、変更に関するもの	○		
		事業計画書等指定管理者の提案内容の誤りによるもの		○	
施設・設備等維持管理	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	見積額1件50万円超の修復等	○	
			見積額1件50万円以下の修復等		○
			事業の中断・中止に係るもの（物品販売その他の自主事業に係るものを除く）	協議により定める	
	施設、設備、機器、備品等の損傷	指定管理者の責に帰すべき維持管理上の瑕疵による維持管理・補修費用等の増加及び修繕等のための事業中断に係るもの		○	
		第三者行為で生じた損傷等及びこれらに係る損害賠償請求	見積額1件50万円超の修復等	○	
見積額1件50万円以下の修復等				○	
第三者の行為による損傷等のための事業中断・中止に係るもの及びこれらに係る損害賠償請求（物品の販売その他自主事業に係るものを除く）	協議により定める				
施設運営等	需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○	
	施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○	
	情報漏洩	指定管理者の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償		○	
		市の責に帰すべき事由による情報漏洩による損害発生、第三者への賠償	○		
	セキュリティ	警備不備による事故、犯罪発生		○	
		使用料等の盗難		○	
	技術革新	市が設置したシステム、設備機器における技術の陳腐化に起因するもの	協議により定める		
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用（現状回復費用）		○		
引き継ぎ・経過措置	引き継ぎコスト	業務の引継ぎにかかる費用		○	